

亀山市公告第51号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部建設管理課管理グループに備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和8年8月5日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市関町富士ハイツ字古河上1106番2地先 84.75㎡

亀山市関町富士ハイツ字古河上1093番1地先あ 91.51㎡

亀山市関町富士ハイツ字古河上1093番1地先い 48.23㎡